

議案第 9 号

京丹後市国民健康保険条例の一部改正について

京丹後市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

出産育児一時金について、健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京丹後市国民健康保険条例（平成16年京丹後市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る京丹後市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

京丹後市国民健康保険条例(平成16年京丹後市条例第149号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第149号</p> <p>第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第17条 (略)</p>	<p>京丹後市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第149号</p> <p>第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第17条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る京丹後市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</u></p>